

会員各位

(公社)東京都宅地建物取引業協会大田区支部

支 部 長 菅野 俊彦
社会貢献委員長 鈴木 敬一

不当要求防止責任者講習のご案内

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、不当要求防止責任者講習が下記の通り開催されますのでご案内致します。

「不当要求防止責任者講習」は暴力団対策法を根拠とし、東京都公安委員会に委任された警視庁組織犯罪対策第三課が（財）暴力団追放運動推進都民センターと共同で事業者等に実施している暴力団被害防止のための具体的対応策の講習です。不当要求防止責任者には特に要件や資格は必要ありませんので、事業所ごとに原則として1名を選任するようお願い致します。

社会貢献委員会では、皆様の業務に役立つ講習会と考えておりますので、多数受講されます様をお願い申し上げます。

記

日 時 平成 30 年 4 月 13 日 (金) 午後 1 時 30 分
(受付：午後 1 時より)

場 所 消費者生活センター 2F
大田区蒲田五丁目 13 番 26

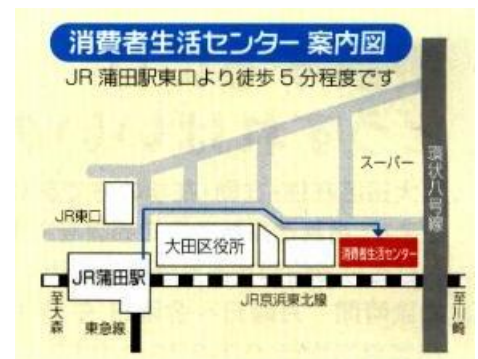
会 費 無料

主 催 警視庁組織犯罪対策第三課

公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター

内 容 (1)最近の暴力団情勢
(2)ビデオ放映 (不当要求行為)
(3)暴力団排除対策と不当要求に対する具体的対応要領等
(4)暴力団追放運動推進都民センターの紹介等
(5)受講修了書の交付

受講者には、東京都公安委員会から「受講修了書」が交付されます。



不当要求責任者講習に 出席 いたします

商号：

氏名：

※受講申込締切：2月12日(月)

※申込方法：メール(o-takken@bz04.plala.or.jp)またはFAX (3732-3873)

※受講には責任者選任届出書の提出が必要です。

※FAX参加申込者には責任者選任届出書を後日送付致しますので2月23日までに支部事務所へ郵送または持参にて提出をお願い致します。

※メール申込・責任者選任届出書(エクセル形式)提出の詳細はメール配信をご確認ください。